

# 津市基準点管理保全要綱

平成19年12月27日訓第44号

改正 平成29年3月31日訓第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）及び国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき本市が管理する測量基準点（以下「基準点」という。）の管理保全に万全を期するとともに、土地の位置情報等の蓄積を行い、もって地籍整備の推進を図るため、当該基準点の一般的取扱い及び管理保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「基準点」とは、測量法及び国土調査法の規定に基づき本市が管理する1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）並びに地籍図根三角点及び地籍図根多角点であって、かつ、永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 基準点の管理保全は、建設部用地・地籍調査推進室において行う。

(管理保全)

第4条 市長は、基準点の配置図及び設置状況を整理し、使用者の報告によるほか必要に応じて現地調査を行い、その保全に努めなければならない。

2 市長は、基準点の異常が明らかになった場合は、安全確保のための応急措置を講じなければならない。

3 市長は、基準点の効用に異常があることを確認した場合は、当該基準点の使用の中止等必要な措置を講ずるものとする。

(使用手続)

第5条 基準点を使用して測量（地積測量図を作成するための測量を除く。）を実施しようとする者は、あらかじめ基準点使用承認申請書（第1号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 基準点を使用して地積測量図を作成するための測量を実施しようとする者は、あらかじめ基準点使用包括承認申請書（第2号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の承認は基準点使用承認書（第3号様式）により、前項の承認は基準点使用包括承認書（第4号様式）により行うものとする。

（異常の報告）

第6条 前条第3項の承認を受け測量を実施する者が、基準点の効用に異常があることを確認したときは、速やかに基準点現況報告書（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

（測量結果の報告）

第7条 基準点を使用して測量（用地測量又は地積測量図を作成するための測量を除く。）を実施した者は、その測量結果を基準点使用報告書（第6号様式）に次に掲げる図書を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 基準点現況報告書
- (2) 精度管理表
- (3) 使用した基準点の現況写真
- (4) 成果表、網図の写し等
- (5) 適用法令等及び測量精度の制限値一覧表
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 地積測量図を作成するための測量を実施した者は、使用結果を基準点包括使用報告書（第7号様式）により、1月ごとに使用した基準点を取りまとめ、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

3 用地測量又は地積測量図を作成するための測量を実施した者は、その結果を確定する場合に限り、測量成果報告書（第8号様式）に次に掲げる図書を添付して市長に報告しなければならない。ただし、市長の指示によりその成果の一部を省略できるものとする。

- (1) 測量成果表の写し
- (2) 点の記の写し
- (3) 平均図、観測図、網図等の写し
- (4) 精度管理表の写し（使用した基準点を含む。）
- (5) 検定証明書の写し
- (6) 基準点現況報告書
- (7) 適用法令等及び測量精度の制限値一覧表
- (8) その他市長が必要と認めるもの

（測量成果の公開）

第8条 基準点の測量成果及び測量記録については、建設部用地・地籍調査推

進室において保管し、閲覧に供するものとする。

- 2 基準点の測量成果及び測量記録の謄本又は抄本の交付を求めようとする者は、基準点測量成果（測量記録）謄本（抄本）交付申請書（第9号様式）により申請を行わなければならない。

（工事施工の届出）

第9条 基準点の付近で工事を施工しようとする者（以下「工事施工者」という。）は、工事に着手しようとする日の1月前までに基準点付近工事施工届出書（第10号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、基準点付近工事施工指示書（第11号様式）により指示をするものとする。

（工事施工の報告）

第10条 工事施工者は、工事が完了したときは、速やかに基準点の効用の確認を行い、その結果を基準点効用確認報告書（第12号様式）により市長に報告しなければならない。

（一時撤去又は移転の申請）

第11条 工事施工者が工事により基準点を一時撤去し、又は移転する必要があるときは、工事に着手しようとする日の1月前までに基準点一時撤去（移転）承認申請書（第13号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に正当な理由があると認める場合は、基準点一時撤去（移転）承認書（第14号様式）により承認するものとする。

（一時撤去又は移転の報告）

第12条 工事施工者は、基準点の一時撤去が完了したときは、速やかにその結果を基準点効用確認報告書により市長に報告しなければならない。

- 2 工事施工者は、基準点の移転が完了したときは、基準点測量成果報告書（第15号様式）により市長に報告しなければならない。

（土地所有者等による一時撤去又は移転の請求）

第13条 基準点が設置されている土地又は建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の都合により基準点を一時撤去し、又は移転する必要があるときは、土地所有者等は、一時撤去又は移転を希望する日の1月前までに、基準点一時撤去（移転）請求書（第16号様式）により市長に対し一時撤去及び移転の請求を行うことができる。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、基準点の一時撤去又は移転を行うも

のとする。

(機能の回復)

第14条 故意又は過失により基準点を滅失し、若しくははき損し、又は効用を害した者は、原則として当該基準点の機能を市長の指示により回復しなければならない。

(費用の負担)

第15条 基準点の設置工事及び測量作業に要する費用（既設の基準点の取壊し費用等を含む。）の負担は、次のとおりとする。

- (1) 故意又は過失により基準点を滅失し、若しくははき損し、又は効用を害した場合は、原則として当該滅失し、若しくははき損し、又は効用を害した者が負担する。
- (2) 土地所有者以外の者が原因者として、基準点の一時撤去又は移転が必要となった場合は、その原因者が原則として負担する。
- (3) 土地所有者等の請求により、基準点の一時撤去又は移転が必要となった場合は、本市が負担するものとする。

(承認書等の携帯)

第16条 基準点を使用する者は、基準点使用承認書又は基準点包括使用承認書を常時携行し、本市の職員又は土地所有者等の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(土地の立入り)

第17条 基準点を使用する者及び一時撤去又は移転を行おうとする者が、他人の土地に立ち入ろうとするときは、その土地所有者等に対して立入りの許可を得るものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓第35号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

基準点使用承認申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名



電 話

津市基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、基準点の使用について次のとおり申請します。

使用目的		
使用期間		年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
測量地域		
使用する 基準点		計 点
測量方法		
測量計画機関	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	
	担当者	TEL
測量作業機関	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	
	担当者及び 測量士登録番号	TEL
添付書類		1 位置図      2 その他

第2号様式（第5条関係）

基準点使用包括承認申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名



電 話

津市基準点管理保全要綱第5条第2項の規定により、基準点の使用について次のとおり申請します。

使用目的	地積測量図の作成のための測量	
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで ( 日間)
測量地域		
使用する 基準点	計 点	
測量方法		
測量作業 担当者	担当者及び 測量士登録番号	
備 考		

※測量作業担当者については、使用する者の所属事務所及び氏名をすべて報告すること。

第3号様式（第5条関係）

基準点使用承認書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

年 月 日に申請のあった基準点の使用について、次のとおり承認します。

使用目的		
使用期間		年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
測量地域		
使用する 基準点		計 点
測量方法		
測量 作業 機 関	名 称	
	所在地	
	担当者	
承認条件		
連絡先	津市（名称）部（名称）課（名称）担当 (TEL )	

## 別紙

### 基準点使用条件

- 1 基準点の使用に当たっては、作業者は立ち入る施設の土地所有者等にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先等を連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、土地所有者等から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携帯すること。
- 4 使用に当たっては、基準点の取扱いに留意し、及び保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 作業を行う場合は、安全対策に十分配慮すること。
- 6 基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 7 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は、速やかに連絡すること。

第4号様式（第5条関係）

基準点使用包括承認書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日に申請のあった基準点の使用について、次のとおり承認します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
測量地域	
使用する 基準点	計 点
測量方法	
測量 作業 担 当 者	氏 名
承認条件	
連絡先	津市（名 称）部（名 称）課（名 称）担当 (TEL )

## 別紙

### 基準点使用条件

- 1 基準点の使用に当たっては、作業者は立ち入る施設の土地所有者等にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先等を連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、土地所有者等から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用に当たっては、基準点の取扱いに留意し、及び保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 作業を行う場合は、安全対策に十分配慮すること。
- 6 基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 7 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は、速やかに連絡すること。

第5号様式（第6条関係）

基準点現況報告書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 )

住 所

申請者 氏 名



電 話

基準点の現況を次のとおり報告します。

種 類	基準点コード	所 在 地	現況区分	現況地目	備 考

基準点の現況区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 正常 点の記等により金属標が正常と判断されるもの
- (2) 異常 次の各号のいずれかに該当するもの
  - ア 亡失 金属標が無くなっていることを確認したもの、又は金属標があるが、その位置が測量成果の標示する位置と異なっていることが点の記等で明らかであるもの
  - イ 傾斜 金属標が傾斜しているため、復旧が必要と判断されるもの
  - ウ 要移転 金属標は正常であるが、現状のままでは将来における保存の継続が見込まれず移転が必要と判断されるもの
  - エ 埋没 金属標が地中に埋没しており、高上又は保護策が必要と判断されるもの
  - オ 露出 金属標が著しく露出しており、低下又は保護策が必要と判断されるもの
  - カ 金属標き損 金属標がき損しているため、補修が必要と判断されるもの
- (3) 要安全処置 基準点が車道内、歩道内その他車輛及び人の通行が頻繁なところであり、事故のおそれ等がある場合は、基準点現況報告書の備考欄に「要安全処置」と記載する。

第6号様式（第7条関係）

基準点使用報告書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 )

住 所

申請者 氏 名



電 話

基準点の使用結果を次のとおり報告します。

使用目的			
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで	( 日間)
測量地域			
使用した 基準点	計 点		
使用承認番号	第 号		
測量計画 機関	名 称		
	所在地		
	担当者及び 測量士登録番号		
使用結果 (精度)	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
特記事項	(故障点、異常点の状況を記載)		





第8号様式（第7条関係）

測量成果報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所  
申請者 氏 名 印  
電 話

津市基準点管理保全要綱第7条第3項の規定に基づき下記資料のとおり報告します。

記

- 1 測量成果表の写し
- 2 点の記の写し
- 3 平均図、観測図、網図等の写し
- 4 精度管理表の写し（使用した基準点を含む。）
- 5 検定証明書の写し
- 6 基準点現況報告書
- 7 適用法令等及び測量精度の制限値一覧表

第9号様式（第8条関係）

基準点測量成果（測量記録）謄本（抄本）交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名



電 話

津市基準点管理保全要綱第8条第2項の規定により、次のとおり  
 測量成果 謄本 の 交  
 測量記録 抄本

付を申請します。

使用目的	該当する測点名	謄本又は抄本	数 量	手 数 料	
				単 価	小 計
計					

- 記載要領 ① 測量成果、測量記録、謄本及び抄本の文字のうち、不要のものを消すこと。  
 ② 地形図等に所要点の位置等を記載して添付すること。

第10号様式（第9条関係）

基準点付近工事施工届出書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 )

住 所

申請者 氏 名



電 話

津市基準点管理保全要綱第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工 事 名		
工事場所		
工事期間		年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
工事概要		
基準点番号		
工 事 発 注 者	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	
	担当者	TEL
工 事 請 負 者	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	
	担当者	TEL
添付書類		1 位置図    2 平面図    3 断面図    4 引照点図 5 写真    6 その他

第11号様式（第9条関係）

基準点付近工事施工指示書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

年 月 日に申請のあった基準点付近での工事施工について、次のとおり指示します。

工事名	
工事場所	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
基準点番号	
指示事項 1 工事は基準点のき損に十分注意をして作業を行うこと。 2 基準点に何らかの異常が生じた場合は、速やかに市長に連絡すること。 3 届出書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に連絡すること。	
連絡先	津市（名称）部（名称）課（名称）担当 (TEL )

第12号様式（第10条、第12条関係）

基準点効用確認報告書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 )

住 所

申請者 氏 名



電 話

第 10 条

津市基準点管理保全要綱の規定に基づき、次のとおり報告します。

第12条第1項

工 事 名	
工事場所	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
基準点番号	
基準点の 効用確認状況	基準点の効用確認を行った結果 1. 別添資料のとおり効用に異常はありません。 2. 別添資料のとおり効用に異常が認められるので、直ちに津市基準点管理保全要綱第14条の規定に基づき機能の回復を行います。
工 事 請 負 者	名 称
	所在地
	担当者
添付書類	1 竣工写真    2 引照点図    3 測量資料    4 その他

第13号様式（第11条関係）

基準点一時撤去（移転）承認申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

㊟

電 話

一時撤去

工事により支障となる基準点の について、津市基準点管理保全要綱第11条  
移 転

第1項の規定により、次のとおり申請します。

一時撤去・移転理由		
工事名		
工事場所		
一時撤去・移転する基準点		
移転する場合	移 転 先	
	土地所有者	
工事期間		年 月 日 から 年 月 日まで
一時撤去移転期間		年 月 日 から 年 月 日まで
工事請負者	名 称	
	所在地	
	担当者	TEL
添付書類		1 位置図 2 平面図 3 写真 4 再設置位置図 5 構造図 6 その他
備 考		※現況状況等を記載すること。

第14号様式（第11条関係）

基準点一時撤去（移転）承認書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

一時撤去

年 月 日に申請のあった基準点の 移 転 について、次のとおり承認

します。

承認事項	
移転先	
一時撤去・移転する基準点	
完了期限	年 月 日とする
承認条件	
連絡先	津市（名称）部（名称）課（名称）担当 (TEL )

第15号様式（第12条関係）

基準点測量成果報告書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 )

住 所

申請者 氏 名

印

電 話

津市基準点管理保全要綱第12条第2項の規定に基づき下記資料のとおり提出します。

記

- 1 移転測量作業略図（1/2,500又は1/5,000）
- 2 測量成果簿（観測手簿、観測記簿、計算簿）
- 3 点の記（備考欄に移転作業の年月日と作業内容を記録する。）
- 4 測量成果
- 5 平均図、観測図、網図等
- 6 精度管理表
- 7 検定証明書の写し
- 8 測量成果検定証明書（第三者機関によるもの）
- 9 基準点現況報告書
- 10 測量標設置位置通知書
- 11 適用法令等の一覧表
- 12 測量精度の制限値一覧表

第16号様式（第13条関係）

基準点一時撤去（移転）請求書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名



電 話

津市基準点管理保全要綱第13条第1項の規定により、基準点の一時撤去を移転

次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	
一時撤去・移転する基準点	
請求期限	年 月 日 まで
添付書類	1 位置図 2 写真 3 その他
備 考	